

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月21日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社コミュニティ ネットワークセンター
【届出者の住所又は所在地】	名古屋市東区東桜一丁目3番10号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	052 - 955 - 5161
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営企画部長 久田 良雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社コミュニティ ネットワークセンター (名古屋市東区東桜一丁目3番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社コミュニティネットワークセンターをいい、「対象者」とは、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社をいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

対象者の平成17年6月28日開催の定時株主総会及び平成17年9月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年2月20日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の発行済株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、当社は、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、応募株券等の数の合計が45,696株（対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の対象者の発行済株式総数67,014株に、対象者が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数（1,535個）に同日から平成24年2月20日までの変更（対象者によれば、平成23年5月31日から平成24年2月20日までに5個減少したとのことです。）を反映した本新株予約権（1,530個）の目的である対象者の普通株式（1,530株）を加えた株式数（68,544株）に、3分の2を乗じた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

なお、本公開買付けによって対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、当社が対象者の発行済株式の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続（詳細は、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施する予定です（以下、本公開買付けを含む対象者を完全子会社化するための一連の取引を「本取引」といいます。）。

当社は、本公開買付けにあたり、対象者との間で平成24年2月20日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約の概要は下記「(3) 本資本業務提携契約の概要」をご参照下さい。また、当社は、対象者の筆頭株主である株式会社シーテック（以下「シーテック」といいます。）（所有株式数：9,946株、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の対象者の発行済株式総数67,014株に対する割合14.84%（小数点以下第三位四捨五入））との間で平成24年2月20日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、シーテックがその所有する対象者の普通株式の全てを、本公開買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要は下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

なお、対象者によって公表された平成24年2月20日付「株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約書の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年2月20日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、公開買付者の完全子会社となって公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より提出を受けた対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）における算定結果を参考に、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の取締役8名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、対象者は、かかる取締役会において、本新株予約権については、その買付価格が1円であることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、本応募契約を締結したシーテックの取締役を兼任する対象者の監査役である宮川賢次以外の対象者の監査役3名（うち社外監査役2名を含みます。）全員が、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者によって公表された平成24年2月20日付「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成24年2月20日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日現在の株主名簿に登録された対象者の株主に対する剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、及び平成24年3月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、平成12年の設立以来、ケーブルテレビ関連事業を展開してまいりました。平成20年7月には、シーテックの中部メディアセンター事業とITサポートセンター事業を承継し、株式会社キャッチネットワーク、知多メディアネットワーク株式会社、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社を子会社とすることにより、放送と通信の融合の進展により激変する事業環境に対応するための東海地区のケーブルテレビ局の事業連合として業務を開始いたしました。以降、地域密着型の事業連合として将来にわたる地域への貢献を掲げ、それぞれの経営の自主性を尊重する一方で、デジタル放送ヘッドエンドやインターネットサーバー等の設備の統合や、会計システムや加入者管理システムの統合等によって大きなシナジーを実現してまいりました。現在、当社は、グループ8社を傘下におき、対象世帯数約162万4,000世帯（平成23年3月末現在）を有する国内第3位のMSO（ケーブルテレビ局の統括運営会社）となっております。東海3県の対象エリアにおいて、デジタル放送配信等の放送サービス、インターネットサービス及びケーブルプラス電話サービス等の通信サービスの事業を展開し、放送サービスにおける魅力向上によるユーザーへの訴求力の強化やFTTH化（注1）等の設備の高度化に対する投資の効率的な実行、次世代STB（注2）、IPv6（注3）、Wi-Fiスポット（注4）等の新しいモバイルサービスの開発・導入、ニーズの高度化・多様化に対応すべく取り組んでおります。平成23年7月には、東海地区におけるケーブルテレビ事業の更なる発展を目的として、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）と資本提携を行うとともに、KDDIの子会社であるKMN株式会社が対象者と提携して運営していたMediaCat事業を承継し、対象者との協業によりインターネット接続サービスを提供しております。

（注1）「FTTH化」とは、Fiber To The Home化の略称であり、ケーブルテレビの端末系伝送路の配線方式をセンター局から加入者宅まで、すべて光ファイバで配線することをいいます（現状は、センター局から光ファイバで配線し、途中電気変換器により同軸ケーブルで加入者宅に配線する、HFC（Hybrid Fiber-Coaxial）方式が主流です。）。

（注2）「次世代STB」とは、ケーブルテレビの専用チューナであるSTB（Set Top Box）に、Androidを搭載した次世代型の端末のことをいいます。次世代STBの導入によりチューナの多目的利用が可能となり、今後のケーブルテレビにおいて新たなサービス提供が期待されております。なお、現在、一般社団法人日本ケーブルラボが仕様化を行い、主要メーカーが製品を開発中です。

（注3）「IPv6」とは、インターネット上で、サーバや端末を判別するために必要なIPアドレス（Internet Protocol Address）をバージョンアップしたものをいいます。現在、IPv4（ 2^{32} = 約42億個）が枯渇したことから、世界の通信事業者は、次バージョンのIPv6（ 2^{128} = 約340潤個）に移行中です。

（注4）「Wi-Fiスポット」とは、無線LAN基地局（親機）を屋外に設置し、Wi-Fi（無線LANの接続性を認証された名称で、Wi-Fi Allianceで規格化された通信手段を利用したものをいいます。）が搭載された端末（パソコン、スマートフォン、ゲーム機など）でインターネットが利用可能となるサービスをいいます。なお、Wi-Fiスポットでの利用可能範囲は狭く、1つの基地局で半径150m前後が実用範囲です。

一方、対象者は、昭和60年2月に、名古屋ケーブルネットワーク株式会社として設立されて以来、ケーブルテレビ事業を行っており、平成2年10月に名古屋市中区にて放送を開始したことを皮切りに自社にて放送エリアを順次拡大したほか、平成6年4月には名古屋市千種区、昭和区、瑞穂区及び名東区に放送サービスを提供するセントラルケーブルテレビ株式会社の営業権を譲り受ける等、業務を拡大してまいりました。ケーブルテレビ事業に加えて、平成11年5月にはケーブルインターネット接続サービスの提供を開始し、通信サービス事業に進出しております。また、平成13年1月に商号を現商号へと変更し、平成14年2月には日本証券業協会への株式の店頭登録を果たし、その後、平成16年12月に日本証券業協会への店頭登録を取り消し、株式会社ジャスダック証券取引所（現、JASDAQ市場）へ株式上場しております。現在、名古屋市中心にテレビ、インターネット、電話サービス、映画の興行等を手掛けており、平成23年3月現在、対象世帯数約96万4,000世帯を有し、「価値あるサービスの創出」「地域のくらしメディア」をキーワードにユーザーの満足度向上に取り組む、放送媒体、紙媒体、劇場といった自社媒体を横断的に活用した地域の生活や個人の嗜好に細かく対応するための豊富なコンテンツと都市部における強い顧客基盤を特色とした事業展開をしております。

当社及び対象者は、東海地区において隣接する地域をサービスエリアとするケーブルテレビ事業者であり、ともに地域密着型のビジネスモデルを志向していることから、平成23年4月より、現在協業しているMediaCat事業以外の面においても両社が協業することによって、地域のユーザーの皆様に対してより良質で満足度の高いサービスを提供すること

により地域への更なる貢献を実現することができないか、両社にて協議を進めてまいりました。他方で、少子高齢化の進展やユーザーのテレビ視聴スタイルの変化等の構造的な問題に加えて、従来からの放送と通信の融合の流れが加速度的に進行する中で、大手通信業者等の他事業者との競合の激化により解約増加やARPU（加入世帯当たりの売上高）下落に対する圧力が強まっているほか、アナログ放送の終了と地上デジタル放送への移行に伴う解約世帯の増加、事業の競争力の維持やネットワーク技術の革新への対応に伴い必要となる設備やシステムへの投資負担の増加等、ケーブルテレビ業界を取り巻く事業環境は厳しい状況が継続すると予想しております。

このような厳しい業界環境下において、当社及び対象者は、今後も両社が事業の競争力を維持し、地域密着型のサービス提供による地域への貢献を継続していくためには、更なる経営基盤の強化が必要との共通認識に至り、当社が対象者を完全子会社化し経営を統合することが最善の策であるとの結論に至ったため、当社は、平成24年2月20日付で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

愛知県及び岐阜県を中心にサービスを提供する当社と、名古屋地域を中心にサービスを提供する対象者は、サービス対象エリアの補完性が高く、本取引により、両社が主力とする放送・通信事業において効率的な業務運営が可能になるほか、各種設備やシステムの統合、既に両社が協業しているインターネット接続サービスの強化等により大きなシナジーが実現でき、結果として両社が志向する地域密着型のビジネスモデルの強化と更なる地域への貢献を達成することが可能になると考えております。

(3) 本資本業務提携契約の概要

当社及び対象者は、事業上の提携等を行うことで、経営規模の拡大を図り、また、ケーブルテレビ事業を営むグループ全体が、販売・新技術開発・地域コンテンツ等のあらゆる面でノウハウ・スキルを結集することにより、更なる経営効率化及び競争力強化等のシナジー効果を実現し、より顧客満足度の高いサービスを提供することを可能にし、もって、グループ全体の企業価値向上を図ることを目的として、平成24年2月20日付で、大要以下の内容の本資本業務提携契約を締結いたしました。

本公開買付けへの賛同等

- ・対象者は、締結日に、取締役会決議により本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定する。
- ・対象者は、本公開買付けの期間中、本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、対象者は、本公開買付けの期間が終了するまでの間に、その発行する株式について第三者が公開買付けを開始した場合で、対象者がかかる義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合には、その旨及び当該第三者による公開買付けの概要を当社に対して通知することにより、対象者はかかる義務を免れる。
- ・対象者は、本公開買付けが成立した場合には、速やかに、対象者の発行する新株予約権の保有者をして、その保有する新株予約権の全部を放棄させるよう最大限努力する。
- ・対象者は、締結日に、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する剰余金の配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決定し、当該決定を公表し、かつ、締結日以降、当該決定を変更又は撤回しない。
- ・上記のほか、対象者は、本公開買付けの成立の円滑な実現に向けて、当社が合理的に要請する事項について、最大限協力する。但し、対象者は、本公開買付けの期間が終了するまでの間に、その発行する株式について第三者が公開買付けを開始した場合で、対象者がかかる義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合には、その旨及び当該第三者による公開買付けの概要を当社に対して通知することにより、対象者はかかる義務を免れる。
- ・対象者は、本資本業務提携契約に明示的に定められるものを除き、締結日以降、当社による完全子会社化のための手続が完了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、その事業を締結日以前と同様かつ通常の業務の範囲内において遂行し、当社の同意なく対象者の定款その他の内部規則を変更しない。

業務提携

- ・当社及び対象者は、本公開買付けの成立後速やかに、次に記載する提携を実施するようその具体的な内容につき誠実に協議を行う。
 - () 当社及び対象者の協業事業であるMedia Cat事業における業務改善
 - () 名古屋市全域でのマス広告実施による効率的な宣伝による広告宣伝費の抑制
 - () 物品調達費用の削減（STB、CS番組、モデム、請求はがき等）
 - () 当社グループのキャッシュ・マネジメント・システムを通じた支払利息の抑制
 - () 新サービス（広域無線サービス、次世代STB等）の早期導入による加入者の囲い込みと広域展開
 - () 技術的支援による効率的な設備運用

- () 顧客管理システムの共通化によるコスト削減
 - () お客様電話窓口の統合によるコスト削減
 - () 運用サービスの監視業務の一元化によるコスト削減
 - () サービス料金の課金、収納等業務の一本化によるコスト削減
- ・当社及び対象者は、本公開買付けの成立後速やかに、誠実に協議の上、当社のMedia Cat事業に係るインターネット接続サービスにおいて新規の加入者獲得を促進することを目的として、インセンティブ契約を締結する。

対象者の経営体制等

- ・当社は、本公開買付け成立後も対象者の経営の自主性を尊重し、本公開買付けの期間の満了後5年間は、対象者の取締役の過半数を対象者において5年以上の勤務経験を有する者とする事に同意し、また、かかる取締役の候補者は対象者の取締役会と誠実に協議の上決定する。但し、以下のいずれかに該当する場合には、当社及び対象者は必要な措置について協議し、協議が整わない場合又は当該同意の効力を消滅させることが必要であると当社が判断した場合、当該同意の効力を消滅させることができる。
- (a) ()対象者の取締役が当社又は対象者の取締役として職務を誠実に遂行しない場合、()法令、当社若しくは対象者の定款その他の内部規則（但し、重要なものに限る。）若しくは本資本業務提携契約に違反した場合、()著しく不正な行為があった場合、又は()故意若しくは過失により当社グループに損害を与えた場合
 - (b) 当社の会計基準に従い平成24年4月1日以降に開始する対象者の会計年度について作成された計算書類において営業利益が複数年に亘り零を下回った場合、又は対象者の売上高その他の業績の悪化が、平成24年4月1日以降に開始する対象者の会計年度について、複数年に亘り継続する場合
 - (c) 当社が掲げる企業理念又は経営方針に反する等、当社グループの円滑な事業運営に重大な支障となる行為があった場合
 - (d) 前各号のほか、上記同意の効力の消滅が客観的に必要と判断される相当の事由が生じたとき
- ・当社は、本公開買付けの成立後、法令、対象者の定款及び上記の定め反しない範囲で、対象者の取締役、監査役及び会計監査人の候補者指名及び選任をすることができ、当社が候補者を指名した場合、対象者は当該候補者の選任に必要な手続を執り行う。

対象者から当社への役員の派遣

- ・ 当社は、平成24年6月に開催予定の当社の定時株主総会、及び当社の取締役を選任された対象者が指名した者が平成25年以降に開催される当社の各定時株主総会の終結時までに当社の取締役を退任する場合における当該定時株主総会において、対象者の取締役会が当社と協議の上で指名する者を当社の取締役として選任する議案を上程する。これにより対象者の取締役会の指名する者が当社の取締役に選任された場合、当該取締役は、当社において非常勤取締役を務め、当社の取締役会及び経営会議に参加できるものとする。

対象者の従業員の取扱い

- ・ 当社及び対象者は、本公開買付け成立後も、対象者がその雇用する従業員について、当社及び対象者の合意がない限り、原則として、引き続き雇用を継続すること、及び給与等主要な雇用条件を本公開買付け成立前と同等又はそれ以上に維持することを確認する。

対象者の商号等

- ・ 当社は、本公開買付け成立後も、原則として、対象者の現在の商号を変更せず、対象者が提供するサービスにおいて「スターキャット」の名称を用いる。

本資本業務提携契約は、本公開買付けが成立しなかった場合には、当然に終了する。

(4) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及び公開買付者による買付価格の検討
当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年2月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。当該株式価値算定書によると、上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 45,382円から47,580円

DCF分析 60,659円から88,720円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の直近1週間単純平均値（47,580円）、直近1ヶ月単純平均値（47,041円）、直近3ヶ月単純平均値（45,382円）及び直近6ヶ月単純平均値（45,996円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を45,382円から47,580円までと分析しております。

次にDCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,659円から88,720円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にした上で、対象者との経営統合によるシナジー効果、対象者との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施された対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月20日開催の取締役会において、本買付価格を79,300円と決定いたしました。

本買付価格である79,300円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の47,500円に対して、66.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年2月13日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,580円（小数点以下四捨五入）に対して66.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,041円（小数点以下四捨五入）に対して68.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,382円（小数点以下四捨五入）に対して74.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均

値45,996円(小数点以下四捨五入)に対して72.4%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本買付価格である79,300円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月20日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の47,900円に対して、65.6%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとされていることに鑑みると、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されること、また、本新株予約権の行使価額(125,453円)が本買付価格である79,300円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としております。

対象者における措置

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者は野村證券から平成24年2月17日に本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法 45,255円～47,900円

類似会社比較法 0円～23,550円

DCF法 59,056円～92,411円

市場株価平均法では、算定基準日を平成24年2月15日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値(47,900円)、直近1週間の終値平均値(47,340円、小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の終値平均値(46,848円、小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の終値平均値(45,255円、小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値平均値(45,991円、小数点以下四捨五入)を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を45,255円から47,900円までと分析したとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を0円から23,550円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を59,056円から92,411円までと分析したとのことです。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(c) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、野村證券から取得した本株式価値算定書、及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た助言を踏まえ、公開買付けによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、公開買付け者の完全子会社となって公開買付けとの堅固な協調体制を築き上げ、公開買付けとの協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。その結果、平成24年2月20日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役8名全員の一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、本応募契約を締結したシートックの取締役を兼任する対象者の監査役である宮川賢次以外の対象者の監査役3名（うち社外監査役2名を含みます。）全員が、上記取締役会に出席し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(d) 公開買付け者との間で利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年1月31日、公開買付け者及び対象者からの独立性が高い対象者の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である木戸義夫氏及び対象者の社外監査役である南館欣也氏に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主（支配株主（株式会社大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。以下同じです。）以外の株主を意味します。）に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引に関する決議を行うことが対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では支配株主に該当する者は存在していませんが、本公開買付けが成立した後は、公開買付け者が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、公開買付け者が対象者の発行済株式の全てを取得し、対象者を完全子会社化するための手続（詳細は、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第12条の2第1項）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の対象者の完全子会社化のための手続（本取引）は、一連の取引であるため、対象者は、本公開買付け及びその成立後の対象者の完全子会社化のための手続を一体のものとみなして、上記意見書を取得することにしたとのことです。

木戸義夫氏及び南館欣也氏は、平成24年1月31日から平成24年2月20日までの間、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

具体的には、上記の期間内において、対象者、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである野村證券と話合いの場をもち、対象者及び野村證券から、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容について説明を受け、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、野村證券から本株式価値算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、この点に関する質疑応答を行ったとのことです。

木戸義夫氏及び南館欣也氏は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、対象者が野村證券から取得した本株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの対象者の普通株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために「(4)本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の

数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成24年2月20日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引に関する決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施します。本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、以下の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、平成24年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該普通株式の全部取得（但し、自己株式を除きます。）と引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案とすることを対象者に要請する予定です。

また、本定時株主総会において上記が承認されますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本定時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、自己株式を除きます。）が対象者により取得され、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の発行する別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち、新たに発行される別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数は、当社が取得する予定であり、また、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、対象者の完全子会社化を実施するために、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の対象者の定款変更に際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式全て（但し、自己株式を除きます。）の取得が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第172条及びその他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断によることとなります。

上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、対象者の株主総会における株主各位の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、対象者が新たに発行する株式が1株に満たない場合の金銭交付、少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく対象者の普通株式の買取等に関する税務上の取扱いにつきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認下さいませようお願いします。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、及び当社以外の対象者の株主による対象者の普通株式の所有状況等によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者が対象者の完全子会社化を実施する場合には、当社以外の対象者の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合における当該金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、JASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で株券上場廃止基準に該当しない場合でも、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は、JASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、シーテックとの間で、平成24年2月20日付で、本応募契約を締結しております。本応募契約において、シーテックは、()その所有する対象者の普通株式の全て(9,946株、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の対象者の発行済株式総数67,014株に対する割合14.84%(小数点以下第三位四捨五入))について本公開買付けに応募する旨、()本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会においてシーテックが上記普通株式につき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権を、当社の指示に従い行使する旨を合意しています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年2月21日(火曜日)から平成24年3月22日(木曜日)まで(22営業日)
公告日	平成24年2月21日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年4月3日(火曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社コミュニティ ネットワークセンター
 名古屋市東区東桜一丁目3番10号
 052 - 955 - 5161
 常務取締役 経営企画部長 久田 良雄
 確認受付時間 平日 9 時00分から18時00分まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金79,300円
新株予約権証券	本新株予約権 1 個につき金 1 円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析及びDCF分析を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年2月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。</p> <p>当該株式価値算定書によると、上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 45,382円から47,580円 DCF分析 60,659円から88,720円</p> <p>まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の直近1週間単純平均値（47,580円）、直近1ヶ月単純平均値（47,041円）、直近3ヶ月単純平均値（45,382円）及び直近6ヶ月単純平均値（45,996円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を45,382円から47,580円までと分析しております。</p> <p>次にDCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,659円から88,720円までと分析しております。</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にした上で、対象者との経営統合によるシナジー効果、対象者との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施された対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月20日開催の取締役会において、本買付価格を79,300円と決定いたしました。</p>

本買付価格である79,300円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の47,500円に対して、66.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年2月13日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,580円（小数点以下四捨五入）に対して66.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,041円（小数点以下四捨五入）に対して68.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,382円（小数点以下四捨五入）に対して74.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,996円（小数点以下四捨五入）に対して72.4%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本買付価格である79,300円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月20日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の47,900円に対して、65.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

(2) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとされていることに鑑みると、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されること、また、本新株予約権の行使価額（125,453円）が本買付価格である79,300円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としております。

算定の経緯

(本買付価格の決定に至る経緯)

当社及び対象者は、東海地区において隣接する地域をサービスエリアとするケーブルテレビ事業者であり、ともに地域密着型のビジネスモデルを志向していることから、平成23年4月より、現在協業しているMediaCat事業以外の面においても両社が協業することによって、地域のユーザーの皆様に対してより良質で満足度の高いサービスを提供することにより地域への更なる貢献を実現することができないか、両社にて協議を進めてまいりました。他方で、少子高齢化の進展やユーザーのテレビ視聴スタイルの変化等の構造的な問題に加えて、従来からの放送と通信の融合の流れが加速度的に進行する中で、大手通信業者等の他事業者との競合の激化により解約増加やARPU(加入世帯当たりの売上高)下落に対する圧力が強まっているほか、アナログ放送の終了と地上デジタル放送への移行に伴う解約世帯の増加、事業の競争力の維持やネットワーク技術の革新への対応に伴い必要となる設備やシステムへの投資負担の増加等、ケーブルテレビ業界を取り巻く事業環境は厳しい状況が継続すると予想しております。このような厳しい業界環境下において、当社及び対象者は、今後も両社が事業の競争力を維持し、地域密着型のサービス提供による地域への貢献を継続していくためには、更なる経営基盤の強化が必要との共通認識に至り、当社が対象者を完全子会社化し経営を統合することが最善の策であるとの結論に至ったため、当社は、今般、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本買付価格を決定するにあたり、平成24年1月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書を平成24年2月17日に取得しております(なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)

当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行っており、各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 45,382円から47,580円

DCF分析 60,659円から88,720円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にした上で、対象者との経営統合によるシナジー効果、対象者との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施された対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月20日開催の取締役会において、本買付価格を79,300円と決定いたしました。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとされていることに鑑みると、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されること、また、本新株予約権の行使価額(125,453円)が本買付価格である79,300円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としております。

(本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及び公開買付者による買付価格の検討

当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析及びDCF分析を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年2月17日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。当該株式価値算定書によると、上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 45,382円から47,580円

DCF分析 60,659円から88,720円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の直近1週間単純平均値(47,580円)、直近1ヶ月単純平均値(47,041円)、直近3ヶ月単純平均値(45,382円)及び直近6ヶ月単純平均値(45,996円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を45,382円から47,580円までと分析しております。

次にDCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,659円から88,720円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にした上で、対象者との経営統合によるシナジー効果、対象者との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施された対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月20日開催の取締役会において、本買付価格を79,300円と決定いたしました。

本買付価格である79,300円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の47,500円に対して、66.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年2月13日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,580円（小数点以下四捨五入）に対して66.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,041円（小数点以下四捨五入）に対して68.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,382円（小数点以下四捨五入）に対して74.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,996円（小数点以下四捨五入）に対して72.4%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本買付価格である79,300円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月20日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の47,900円に対して、65.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとされていることに鑑みると、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されること、また、本新株予約権の行使価額（125,453円）が本買付価格である79,300円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としております。

対象者における措置

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者は野村證券から平成24年2月17日に本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法 45,255円～47,900円

類似会社比較法 0円～23,550円

DCF法 59,056円～92,411円

市場株価平均法では、算定基準日を平成24年2月15日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日終値(47,900円)、直近1週間の終値平均値(47,340円、小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の終値平均値(46,848円、小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の終値平均値(45,255円、小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値平均値(45,991円、小数点以下四捨五入)を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を45,255円から47,900円までと分析したとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を0円から23,550円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を59,056円から92,411円までと分析したとのことです。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(c) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、野村證券から取得した本株式価値算定書、及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た助言を踏まえ、公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、公開買付者の完全子会社となって公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。その結果、平成24年2月20日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役8名全員の一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、本応募契約を締結したシーテックの取締役を兼任する対象者の監査役である宮川賢次以外の対象者の監査役3名(うち社外監査役2名を含みます。)全員が、上記取締役会に出席し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(d) 公開買付者との間で利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年1月31日、公開買付者及び対象者からの独立性が高い対象者の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である木戸義夫氏及び対象者の社外監査役である南館欣也氏に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引に関する決議を行うことが対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では支配株主に該当する者は存在していませんが、本公開買付けが成立した後は、公開買付者が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得し、対象者を完全子会社化するための手続（詳細は、上記3〔買付け等の目的〕「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第12条の2第1項）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の対象者の完全子会社化のための手続（本取引）は、一連の取引であるため、対象者は、本公開買付け及びその成立後の対象者の完全子会社化のための手続を一体のものとみなして、上記意見書を取得することにしたとのことです。

木戸義夫氏及び南館欣也氏は、平成24年1月31日から平成24年2月20日までの間、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

具体的には、上記の期間内において、対象者、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである野村證券と話合いの場をもち、対象者及び野村證券から、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容について説明を受け、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、野村證券から本株式価値算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、この点に関する質疑応答を行ったとのことです。

	<p>木戸義夫氏及び南館欣也氏は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、対象者が野村證券から取得した本株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの対象者の普通株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために「本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成24年2月20日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引に関する決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
68,544 (株)	45,696 (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けでは、応募株券等の総数が買付予定数の下限(45,696株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である68,544株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(67,014株)に、対象者が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数(1,535個)に同日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月31日から平成24年2月20日までに5個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権(1,530個)の目的である対象者の普通株式(1,530株)を加えた株式数(68,544株)です。

(注3) 買付予定数の下限は、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の対象者の発行済株式総数67,014株に、対象者が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数(1,535個)に同日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月31日から平成24年2月20日までに5個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権(1,530個)の目的である対象者普通株式(1,530株)の目的である対象者の普通株式(1,530株)を加えた株式数(68,544株)に、3分の2を乗じた株式数(45,696株)です。

(注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	68,544
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,530
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(j)	67,014
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(68,544株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(1,530株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権が公開買付期間末日まで行使されることにより交付される可能性のある対象者の普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の発行済普通株式総数に係る議決権の数(67,014個)に、対象者が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数(1,535個)に同日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月31日から平成24年2月20日までに5個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権(1,530個)の目的である対象者の普通株式(1,530株)を加えた株式数(68,544株)に係る議決権の数(68,544個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日を経過するまでは対象者の普通株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。但し、同条第8項但書の規定により、公正取引委員会は、その必要があると認められる場合には、取得禁止期間を短縮することができます。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年12月20日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、平成23年12月26日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間は終了しております。また、本件株式取得に関する取得禁止期間は、平成24年1月19日の経過をもって終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成23年12月26日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第377号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株式については再度上記特別口座へ記録することはできません。

新株予約権の応募の受付にあたっては、所定の「公開買付応募申込書」とともに新株予約権証券をご提出いただく必要があります。また、本新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議に基づき新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」を併せてご提出下さい。

い、新株予約権証券及び「譲渡承認通知書」の具体的な発行手続については、対象者までお問い合わせ下さい。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要となります。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要となります。

個人・・・・・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	5,435,539,200
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	5,480,539,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(68,544株)に1株当たりの買付価格(79,300円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	2,200,000
定期預金	3,500,000
計(a)	5,700,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
ケーブルテレビ事業	(株)キャッチネットワーク (愛知県刈谷市野田町大ヒゴ 1番地)	グループファイナンス契約、無担保 弁済期：なし 金利：0.18%	1,050,000
ケーブルテレビ事業	知多メディアネットワーク (株) (愛知県東海市大田町下浜田 165番地)	グループファイナンス契約、無担保 ・800,000,000円 弁済期：平成24年3月30日 金利：0.34% ・300,000,000円 弁済期：平成24年5月10日 金利：0.34% ・200,000,000円 弁済期：平成25年2月8日 金利：0.46%	1,300,000
ケーブルテレビ事業	ひまわりネットワーク(株) (愛知県豊田市若草町3丁目 32番地8)	グループファイナンス契約、無担保 ・1,000,000,000円 弁済期：平成24年3月30日 金利：0.34% ・500,000,000円 弁済期：平成24年8月10日 金利：0.44%	1,500,000
ケーブルテレビ事業	おりべネットワーク(株) (岐阜県多治見市音羽町4丁目 71-1)	グループファイナンス契約、無担保 弁済期：なし 金利：0.18%	100,000
ケーブルテレビ事業	シーシーエヌ(株) (岐阜県岐阜市須賀1丁目2 番16号)	グループファイナンス契約、無担保 ・200,000,000円 弁済期：平成24年5月10日 金利：0.34% ・300,000,000円 弁済期：平成24年8月10日 金利：0.44%	500,000
ケーブルテレビ事業	三河湾ネットワーク(株) (愛知県蒲郡市港町18番23 号)	グループファイナンス契約、無担保 弁済期：平成24年3月30日 金利：0.34%	100,000
ケーブルテレビ事業	ケーブルテレビサービス(株) (愛知県豊田市神田町2丁目 5番地3)	グループファイナンス契約、無担保 弁済期：平成24年3月30日 金利：0.34%	100,000
計			4,650,000

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,700,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成24年3月29日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は、平成24年4月10日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。新株予約権については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類を応募株主等（外国の居住者である新株予約権の保有者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,696株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,696株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき重要な事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成12年2月	C A T V事業者3社が発起人となり、商号を株式会社東海デジタルネットワークセンターとし、本店所在地を愛知県豊田市、資本金の額を30百万円とする株式会社として設立。
平成12年4月	愛知、岐阜、静岡のC A T V事業者21社の出資により、資本金の額を120百万円へ変更。
平成12年7月	資本金の額を475百万円へ変更。
平成12年12月	接続C A T V局へB S デジタル放送を配信開始。
平成13年6月	資本金の額を490百万円へ変更。
平成14年2月	第一種電気通信事業免許を取得。
平成14年12月	資本金の額を980百万円へ変更。
平成15年6月	接続C A T V局ヘインターネット接続サービスを提供開始。
平成15年9月	接続C A T V局へC S デジタル放送を配信開始。
平成15年12月	接続C A T V局へ地上デジタル放送を配信開始。
平成17年3月	資本金の額を1,020百万円へ変更。
平成17年8月	資本金の額を204百万円へ変更。
平成19年2月	資本金の額を287,225千円へ変更。
平成19年7月	資本金の額を293,080千円へ変更。
平成20年7月	商号を株式会社コミュニティネットワークセンターに変更。株式会社シーテックの中部メディアセンター事業、ITサポートセンター事業、グリーンシティケーブルテレビ株式を会社分割により承継し、株式会社キャッチネットワーク、知多メディアネットワーク株式会社、中部ケーブルネットワーク株式会社及びひまわりネットワーク株式会社を株式交換により完全子会社化し、C A T V事業者8社の事業を統括する持株会社となる。
平成23年7月	K D D I 株式会社の100%子会社であるK M N 株式会社のM e d i a C a t 事業を、会社分割により承継。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

公開買付者は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支援・管理することとならびに次の事業を営むことを目的としています。

1. 有線テレビジョン放送事業および他の有線テレビジョン放送事業会社に対する再配信事業
2. 有線ラジオ事業および他の有線ラジオ放送事業会社に対する再配信事業
3. 有線テレビジョン放送施設によるデータ通信事業
4. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
5. 有線テレビジョン放送施設および通信施設の設計・施工および保守事業
6. 有線テレビジョン放送施設、スタジオおよびその付帯設備機器ならびに電気通信施設および回線の賃貸事業
7. 有線テレビジョン放送事業、有線ラジオ放送事業、電気通信事業等に関する機器の購入・販売および賃貸事業
8. 情報処理・情報通信・情報提供に関する機器、サービスならびにソフトウェアの製造、制作・購入・販売・保守・メンテナンスおよび企画の販売事業
9. コミュニティ放送事業
10. 放送番組の企画、制作、購入、販売および賃貸ならびにこれらに関する出版物の発行事業
11. 録音・録画および撮影業務
12. 放送用音楽の販売および制作業務
13. テレビ放送用映画、ビデオテープおよび関連機器の輸出入および販売事業
14. 放送関連技術の開発、販売および同技術者の育成業務
15. 放送時間の販売事業
16. 放送番組の編成および制作業務要員の指導教育および派遣事業

17. 有線テレビジョン放送施設および電気通信施設を利用した防犯、防災および医療補助に関する事業
18. 有線テレビジョン放送および電気通信を媒体とした通信教育に関する事業
19. 有線テレビジョン放送および電気通信を媒体とした通信販売に関する事業
20. 有線テレビジョン放送および電気通信施設を利用した市場調査に関する事業
21. 広告業務および広告効果の調査分析業務
22. 著作権・商標権その他の工業所有権およびこれに類する一切の権利等の取得、譲渡、使用ならびにその許諾事業
23. ビデオテックス通信サービス事業
24. テレビ放送受信障害改善に関する業務
25. 出版物・印刷物・映像物の企画、制作、発行および販売事業
26. 衣料品・日用雑貨・文具・玩具・スポーツ用品・家庭用電気製品その他、これらに準ずる物品の販売事業
27. 司会者の派遣および斡旋事業
28. 音楽、演劇、スポーツ等各種催物の企画、制作、販売および興行ならびに委託販売事業
29. 教養講座、文化教室、美術展等の文化事業、学習塾、プレイガイド、スポーツ教室・飲食店・喫茶店の経営事業
30. 旅行斡旋、仲介に関する事業
31. 不動産の賃貸借・管理事業
32. 電話対応代行事業
33. 前各号に関するコンサルティング事業
34. 前各号に付帯する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、有線テレビジョン放送事業を営む会社の株式等の保有管理及び経営に関する助言サポート等を行う持株会社事業、有線テレビジョン放送事業会社に対する再配信事業、インターネット接続事業及び機器の販売事業、顧客向けのISP事業を主たる事業として行っております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年2月21日現在

資本金の額	発行済株式の総数	
293,080,850円	発行済株式の総数	43,850,292株
	各種類の株式の数	
	普通株式	43,653,405株
	キャッチ種類株式	48,750株
	メディアス種類株式	41,240株
	中部ケーブル種類株式	60,637株
	ひまわり種類株式	46,260株

【大株主】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
株式会社シーテック	愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地	8,668	19.77
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	4,134	9.43
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	3,690	8.41
中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	1,991	4.54
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,446	3.30
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地	1,228	2.80
日本碍子株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号	1,088	2.48
豊田市	愛知県豊田市西町3丁目60番地	1,077	2.46
株式会社デンソー	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	966	2.20
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地	675	1.54
計	-	24,967	56.93

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有議決権数 (千個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 の割合(%)
株式会社シーテック	愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地	8,634	19.78
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	4,119	9.44
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	3,690	8.45
中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	1,984	4.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,439	3.30
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地	1,219	2.79
日本碍子株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号	1,081	2.48
豊田市	愛知県豊田市西町3丁目60番地	1,074	2.46
株式会社デンソー	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	960	2.20
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地	670	1.54
計	-	24,872	56.98

(注) 所有議決権数は、各株主の所有する当社普通株式に係る議決権の数です。キャッチ種類株式、メディアス種類株式、中部ケーブル種類株式及びひまわり種類株式は、議決権のない株式であるため、加算されません。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年2月21日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		大石 菊弘	昭和27年4月24日	昭和51年4月 中部電力株式会社 入社 平成15年7月 同社 IT本部電子通信部長 平成17年7月 同社 執行役員 電子通信部長 平成21年6月 株式会社シーテック 取締役 情報通信本部 副本部長 平成22年6月 同社 取締役 情報通信本部長 平成22年6月 公開買付者 取締役 平成23年6月 公開買付者 代表取締役社長(現任)	-
取締役副社長		多和田 博	昭和26年9月11日	昭和49年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社 平成10年1月 同社 情報通信部 事業推進室 次長 平成15年1月 同社 ネットワーク事業部 事業室 室長 平成17年1月 同社 IT・ITS企画部 事業室 主査 平成20年6月 公開買付者 取締役 平成22年6月 ひまわりネットワーク株式会社 代表取締役社長(現任) 平成23年6月 公開買付者 取締役副社長(現任)	-
常務取締役	経営企画部長	久田 良雄	昭和25年10月22日	昭和44年4月 株式会社シーテック 入社 平成17年7月 同社 情報通信本部 IT事業部 部長 平成18年7月 同社 情報通信本部 IT事業部 部長 平成20年6月 公開買付者 常務取締役(現任)	-
常務取締役		井上 泰然	昭和28年5月14日	昭和52年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社 平成15年1月 同社 ITS企画部 プラットフォーム開発室 主査 平成17年1月 同社 IT営業部 主査 平成21年1月 同社 IT営業部 販売推進室 グループ長 平成22年6月 公開買付者 常務取締役(現任)	-
取締役	総務部長	石栗 祐一	昭和35年8月30日	昭和58年4月 中部電力株式会社 入社 平成15年7月 同社 資材部 管理グループ長 平成19年7月 同社 岐阜支店 総務部長 平成22年6月 公開買付者 取締役(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		井村 勝	昭和42年9月11日	平成2年4月 KDD株式会社(現 KDDI株式会社) 入社 平成13年7月 KMN株式会社 出向 平成14年10月 同社 経営管理本部 経営企画部長 平成16年4月 同社 名古屋事業部長 平成18年4月 同社 取締役 名古屋事業部長 平成23年4月 同社 代表取締役社長 平成23年6月 公開買付者 取締役(現任)	-
取締役		川瀬 隆介	昭和27年6月25日	昭和51年4月 日本電装株式会社(現 株式会社デンソー) 入社 平成12年6月 株式会社キャッチネットワーク 取締役 平成13年6月 同社 代表取締役常務 平成18年6月 同社 代表取締役社長(現任) 平成18年6月 公開買付者 取締役(現任)	-
取締役		小谷内 務	昭和23年3月15日	昭和46年4月 株式会社豊田自動織機製作所(現 株式会社豊田自動織機) 入社 平成14年8月 同社 トヨタL&Fカンパニー国内営業部 総括室長 平成15年6月 知多メディアスネットワーク株式会社 常務取締役 平成21年6月 同社 代表取締役社長(現任) 平成21年6月 公開買付者 取締役(現任)	-
取締役		高木 元明	昭和23年1月2日	昭和47年4月 中部電力株式会社 入社 平成13年7月 同社支配人 本店エネルギー応用研究所長 平成15年7月 同社支配人 飯田支店長 平成17年6月 株式会社シーテック 取締役 情報通信本部 副本部長 平成18年6月 同社 取締役 情報通信本部長 平成20年6月 同社 常務取締役 情報通信本部長 平成20年6月 公開買付者 取締役(現任) 平成22年6月 中部ケーブルネットワーク株式会社 代表取締役社長(現任)	-
取締役		高木 勲	昭和32年5月5日	昭和55年4月 中部電力株式会社 入社 平成15年7月 同社 流通本部 工務部 業務グループ 部長 平成21年6月 公開買付者 取締役(現任) 平成21年7月 中部電力株式会社 電子通信部長 平成22年7月 同社 執行役員 電子通信部長(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		小野 哲彦	昭和31年7月26日	昭和54年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社 平成14年1月 同社 I T S企画部 担当部長 平成16年1月 同社 B R - I T S企画部 担当部長 平成17年1月 同社 I T ・ I T S企画部事業室 室長 平成22年1月 同社 I T ・ I T S企画部事業室 担当部長(現任) 平成22年6月 公開買付者 取締役(現任)	-
取締役		秦 直道	昭和36年6月22日	昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 平成17年1月 同社 I T ・ I T S企画部 担当部長 平成18年1月 同社 人材開発部 担当部長 平成22年1月 同社 I T ・ I T S企画部事業室 室長(現任) 平成23年6月 公開買付者 取締役(現任)	-
取締役		河上 浩一	昭和29年9月26日	昭和63年10月 第二電電株式会社(現 K D D I株式会社) 入社 平成12年10月 同社 N W営業統括 副統括部長 兼 企画管理部長 平成15年4月 同社 ブロードバンド・コンシューマ事業本部 コンシューマ営業本部長 平成18年3月 同社 ケーブル事業推進室 副室長 平成22年4月 同社 ケーブルプラス推進本部 副本部長 平成23年4月 同社 メディア・C A T V推進本部長(現任) 平成23年6月 公開買付者 取締役(現任)	-
取締役		吉田 和弘	昭和37年9月7日	昭和61年4月 中部電力株式会社 入社 平成16年7月 中部テレコミュニケーション株式会社 出向 平成20年7月 中部電力株式会社 関連事業推進本部 課長 平成21年7月 同社 関連事業推進部 課長 平成23年6月 公開買付者 取締役(現任) 平成23年7月 中部電力株式会社 グループ事業推進部 部長(現任)	-
監査役		今井 正美	昭和22年8月22日	昭和45年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社 平成15年4月 ひまわりネットワーク株式会社 総務部長 平成16年6月 同社 取締役 平成18年6月 公開買付者 取締役 平成20年6月 公開買付者 理事 平成21年6月 公開買付者 監査役(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
監査役		倉内 宗夫	昭和29年7月17日	昭和53年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京U F J銀行) 入社 平成17年6月 同社 執行役員 営業本部第二部長 平成19年1月 同社 執行役員 監査部長 平成21年5月 同社 常務執行役員 国際審査部・米州審査部・欧州審査部・C I B 審査部担当 平成22年5月 同社 常務執行役員 名古屋営業本部長(現任) 平成22年6月 公開買付者 監査役(現任)	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成されております。なお、当社は法第24条第1項に定める有価証券報告書を提出しなければならない会社には該当しないため、当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査は受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第11期事業年度 (平成22年3月31日)	第12期事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		741	1,528
売掛金	1	953	863
たな卸資産		14	11
前払費用		61	31
繰延税金資産		44	43
短期貸付金	1	650	70
その他		31	82
流動資産合計		2,496	2,631
固定資産			
有形固定資産			
有形固定資産	2		
建物(純額)		26	34
構築物(純額)		207	270
機械及び装置(純額)		874	1,143
車両運搬具(純額)		-	2
工具、器具及び備品(純額)		43	46
リース資産(純額)		81	148
有形固定資産合計		1,233	1,645
無形固定資産			
ソフトウェア		219	453
リース資産		32	35
その他		2	2
無形固定資産合計		254	490

(単位：百万円)

	第11期事業年度 (平成22年3月31日)	第12期事業年度 (平成23年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	8	8
関係会社株式	25,034	25,034
関係会社長期貸付金	580	580
長期前払費用	16	18
繰延税金資産	22	26
その他	34	38
投資その他の資産合計	25,696	25,706
固定資産合計	27,184	27,842
資産合計	29,681	30,473
負債の部		
流動負債		
買掛金	878	643
短期借入金	1,750	2,050
リース債務	20	37
未払金	380	525
未払費用	2	10
未払法人税等	177	159
預り金	0	2
前受収益	0	-
賞与引当金	51	49
流動負債合計	3,261	3,477
固定負債		
リース債務	100	153
退職給付引当金	19	34
役員退職慰労引当金	8	12
固定負債合計	128	199
負債合計	3,389	3,677

(単位：百万円)

	第11期事業年度 (平成22年3月31日)	第12期事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	293	293
資本剰余金		
資本準備金	23,651	23,651
その他資本剰余金	2,406	2,406
資本剰余金合計	26,057	26,057
利益剰余金		
利益準備金	53	73
その他利益剰余金		
別途積立金	-	40
繰越利益剰余金	1,159	1,604
利益剰余金合計	1,213	1,718
自己株式	1,272	1,272
株主資本合計	26,291	26,796
純資産合計	26,291	26,796
負債純資産合計	29,681	30,473

【損益計算書】

(単位：百万円)

		第11期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第12期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
売上高	1	10,446	10,517
売上原価		8,494	8,399
売上総利益		1,952	2,117
販売費及び一般管理費			
役員報酬		46	57
給料及び賞与		117	143
法定福利費		24	29
賞与引当金繰入額		17	19
退職給付費用		4	7
役員退職慰労引当金繰入額		6	8
販売促進費		21	20
広告宣伝費		22	33
業務委託費		26	27
地代家賃		49	51
減価償却費		9	12
その他		87	125
販売費及び一般管理費合計		435	536
営業利益		1,516	1,580
営業外収益			
受取利息及び配当金	1	5	8
その他		1	0
営業外収益合計		7	9
営業外費用			
支払利息	1	7	8
営業外費用合計		7	8
経常利益		1,517	1,581
特別利益			
国庫補助金等収入		631	678
その他		7	-
特別利益合計		638	678

(単位：百万円)

	第11期事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	20	-
固定資産圧縮損	513	525
補助金事業サービス導入費用	134	196
特別損失合計	668	721
税引前当期純利益	1,486	1,538
法人税、住民税及び事業税	455	433
法人税等調整額	11	3
法人税等合計	443	430
当期純利益	1,043	1,108

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第11期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第12期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	293	293
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	293	293
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	23,651	23,651
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	23,651	23,651
その他資本剰余金		
当期首残高	2,406	2,406
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,406	2,406
資本剰余金合計		
当期首残高	26,057	26,057
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	26,057	26,057
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	53
当期変動額		
剰余金の配当	53	20
当期変動額合計	53	20
当期末残高	53	73

(単位：百万円)

	第11期事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
別途積立金の積立	-	40
当期変動額合計	-	40
当期末残高	-	40
繰越利益剰余金		
当期首残高	699	1,159
当期変動額		
剰余金の配当	583	623
別途積立金の積立	-	40
当期純利益	1,043	1,108
当期変動額合計	460	444
当期末残高	1,159	1,604
利益剰余金合計		
当期首残高	699	1,213
当期変動額		
剰余金の配当	530	603
当期純利益	1,043	1,108
当期変動額合計	513	505
当期末残高	1,213	1,718
自己株式		
当期首残高	1,272	1,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,272	1,272

(単位：百万円)

	第11期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	25,778	26,291
当期変動額		
剰余金の配当	530	603
当期純利益	1,043	1,108
当期変動額合計	513	505
当期末残高	26,291	26,796
純資産合計		
当期首残高	25,778	26,291
当期変動額		
剰余金の配当	530	603
当期純利益	1,043	1,108
当期変動額合計	513	505
当期末残高	26,291	26,796

注記事項

(重要な会計方針の注記)

項目	第11期事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) (2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)	(1) 商品 同左 (2) 貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 10年 機械及び装置 6～9年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (4) 長期前払費用 均等償却	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左 (4) 長期前払費用 同左

項目	第11期事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職給付引当金 同左</p>
5 消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。	同左

(重要な会計方針の変更)

第11期事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
-	<p>資産除去債務に関する会計基準 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第11期事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 関係会社に対する主な資産及び負債</p> <p>売掛金 500百万円 短期貸付金 650百万円 短期借入金 1,750百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 2,118百万円</p> <p>3 保証債務 関係会社 1社の金融機関からの借入金に対し、527百万円の債務保証を行っております。</p>	<p>1 関係会社に対する主な資産及び負債</p> <p>売掛金 477百万円 短期貸付金 70百万円 短期借入金 2,050百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 2,414百万円</p> <p>3 保証債務 関係会社 1社の金融機関からの借入金に対し、444百万円の債務保証を行っております。</p>

(損益計算書に関する注記)

第11期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第12期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1 関係会社との重要な取引		1 関係会社との重要な取引	
売上高	6,492百万円	売上高	6,354百万円
受取利息	5百万円	受取利息	6百万円
支払利息	6百万円	支払利息	8百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第11期事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

() 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度期末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	42,511,725株	-	-	42,511,725株
キャッチ種類株式	48,750株	-	-	48,750株
メディアス種類株式	41,240株	-	-	41,240株
中部ケーブル種類株式	60,637株	-	-	60,637株
ひまわり種類株式	46,260株	-	-	46,260株
自己株式				
普通株式	2,548,320株	-	-	2,548,320株
キャッチ種類株式	500株	-	-	500株
メディアス種類株式	500株	-	-	500株
中部ケーブル種類株式	180株	-	-	180株
ひまわり種類株式	2,080株	-	-	2,080株

() 配当に関する事項

・ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	319	8	平成21年3月31日	平成21年6月30日
平成21年6月29日 定時株主総会	キャッチ 普通株式	48	1,000	平成21年3月31日	平成21年6月30日
平成21年6月29日 定時株主総会	メディアス 普通株式	24	600	平成21年3月31日	平成21年6月30日
平成21年6月29日 定時株主総会	中部ケーブル 普通株式	60	1,000	平成21年3月31日	平成21年6月30日
平成21年6月29日 定時株主総会	ひまわり 普通株式	77	1,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

・基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	359	利益剰余金	9	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	キャッチ 普通株式	48	利益剰余金	1,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	メディアス 普通株式	24	利益剰余金	600	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	中部ケーブル 普通株式	60	利益剰余金	1,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	ひまわり 普通株式	110	利益剰余金	2,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

第12期事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

() 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度期末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	42,511,725株	-	-	42,511,725株
キャッチ種類株式	48,750株	-	-	48,750株
メディアス種類株式	41,240株	-	-	41,240株
中部ケーブル種類株式	60,637株	-	-	60,637株
ひまわり種類株式	46,260株	-	-	46,260株
自己株式				
普通株式	2,548,320株	-	-	2,548,320株
キャッチ種類株式	500株	-	-	500株
メディアス種類株式	500株	-	-	500株
中部ケーブル種類株式	180株	-	-	180株
ひまわり種類株式	2,080株	-	-	2,080株

() 配当に関する事項

・ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	359	9	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	キャッチ 普通株式	48	1,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	メディアス 普通株式	24	600	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	中部ケーブル 普通株式	60	1,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日
平成22年6月28日 定時株主総会	ひまわり 普通株式	110	2,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

・ 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	359	利益剰余金	9	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	キャッチ 普通株式	48	利益剰余金	1,000	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	メディアス 普通株式	24	利益剰余金	600	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	中部ケーブル 普通株式	60	利益剰余金	1,000	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	ひまわり 普通株式	119	利益剰余金	2,700	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(1株当たり情報)

第11期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第12期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	356円99銭	1株当たり純資産額	369円41銭
1株当たり当期純利益	20円01銭	1株当たり当期純利益	21円42銭

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年2月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	18	-	-
所有株券等の合計数	18	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数18個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(g)」には含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成24年2月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	18	-	-
所有株券等の合計数	18	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数18個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年2月21日現在)

氏名又は名称	大野 公稔
住所又は所在地	名古屋市守山区大森三丁目301番地 (勤務先 所在地)
職業又は事業の内容	グリーンシティケーブルテレビ株式会社 常務取締役 総務部長兼技術部長
連絡先	連絡先 グリーンシティケーブルテレビ株式会社 常務取締役 総務部長兼技術部長 大野 公稔 連絡場所 名古屋市守山区大森三丁目301番地 電話番号 052 - 798 - 6121
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

大野 公稔

(平成24年2月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	18 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	18	-	-
所有株券等の合計数	18	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 大野公稔氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月21日現在)(g)」には含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との主な取引

当社と対象者との間の重要な取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

	平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	平成23年3月期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
インターネット接続サービス等に関する業務提携	0円	0円	0円

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 対象者による賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、野村證券から取得した本株式価値算定書、及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た助言を踏まえ、公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、公開買付者の完全子会社となって公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。その結果、平成24年2月20日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役8名全員の一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、本応募契約を締結したシーテックの取締役を兼任する対象者の監査役である宮川賢次以外の対象者の監査役3名（うち社外監査役2名を含みます。）全員が、上記取締役会に出席し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本資本業務提携契約の概要

当社及び対象者は、事業上の提携等を行うことで、経営規模の拡大を図り、また、ケーブルテレビ事業を営むグループ全体が、販売・新技術開発・地域コンテンツ等のあらゆる面でノウハウ・スキルを結集することにより、更なる経営効率化及び競争力強化等のシナジー効果を実現し、より顧客満足度の高いサービスを提供することを可能にし、もって、グループ全体の企業価値向上を図ることを目的として、平成24年2月20日付で、大要以下の内容の本資本業務提携契約を締結いたしました。

本公開買付けへの賛同等

- 対象者は、締結日に、取締役会決議により本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定する。
- 対象者は、本公開買付けの期間中、本公開買付けに賛同し、対象者の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、対象者は、本公開買付けの期間が終了するまでの間に、その発行する株式について第三者が公開買付けを開始した場合で、対象者がかかる義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合には、その旨及び当該第三者による公開買付けの概要を当社に対して通知することにより、対象者はかかる義務を免れる。
- 対象者は、本公開買付けが成立した場合には、速やかに、対象者の発行する新株予約権の保有者をして、その保有する新株予約権の全部を放棄させるよう最大限努力する。
- 対象者は、締結日に、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する剰余金の配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決定し、当該決定を公表し、かつ、締結日以降、当該決定を変更又は撤回しない。
- 上記のほか、対象者は、本公開買付けの成立の円滑な実現に向けて、当社が合理的に要請する事項について、最大限協力する。但し、対象者は、本公開買付けの期間が終了するまでの間に、その発行する株式について第三者が公開買付けを開始した場合で、対象者がかかる義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合には、その旨及び当該第三者による公開買付けの概要を当社に対して通知することにより、対象者はかかる義務を免れる。

- ・対象者は、本資本業務提携契約に明示的に定められるものを除き、締結日以降、当社による完全子会社化のための手続が完了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、その事業を締結日以前と同様かつ通常の業務の範囲内において遂行し、当社の同意なく対象者の定款その他の内部規則を変更しない。

業務提携

- ・当社及び対象者は、本公開買付けの成立後速やかに、次に記載する提携を実施するようその具体的な内容につき誠実に協議を行う。
 - () 当社及び対象者の協業事業であるMediaCat事業における業務改善
 - () 名古屋市全域でのマス広告実施による効率的な宣伝による広告宣伝費の抑制
 - () 物品調達費用の削減(STB、CS番組、モデム、請求はがき等)
 - () 当社グループのキャッシュ・マネジメント・システムを通じた支払利息の抑制
 - () 新サービス(広域無線サービス、次世代STB等) の早期導入による加入者の囲い込みと広域展開
 - () 技術的支援による効率的な設備運用
 - () 顧客管理システムの共通化によるコスト削減
 - () お客様電話窓口の統合によるコスト削減
 - () 運用サービスの監視業務の一元化によるコスト削減
 - () サービス料金の課金、収納等業務の一本化によるコスト削減
- ・当社及び対象者は、本公開買付けの成立後速やかに、誠実に協議の上、当社のMediaCat事業に係るインターネット接続サービスにおいて新規の加入者獲得を促進することを目的として、インセンティブ契約を締結する。

対象者の経営体制等

- ・当社は、本公開買付け成立後も対象者の経営の自主性を尊重し、本公開買付けの期間の満了後5年間は、対象者の取締役の過半数を対象者において5年以上の勤務経験を有する者とすることに同意し、また、かかる取締役の候補者は対象者の取締役会と誠実に協議の上決定する。但し、以下のいずれかに該当する場合には、当社及び対象者は必要な措置について協議し、協議が整わない場合又は当該同意の効力を消滅させることが必要であると当社が判断した場合当該同意の効力を消滅させることができる。
 - (a) () 対象者の取締役が当社又は対象者の取締役として職務を誠実に遂行しない場合、() 法令、当社若しくは対象者の定款その他の内部規則(但し、重要なものに限り。) 若しくは本資本業務提携契約に違反した場合、() 著しく不正な行為があった場合、又は() 故意若しくは過失により当社グループに損害を与えた場合
 - (b) 当社の会計基準に従い平成24年4月1日以降に開始する対象者の会計年度について作成された計算書類において営業利益が複数年に亘り零を下回った場合、又は対象者の売上高その他の業績の悪化が、平成24年4月1日以降に開始する対象者の会計年度について、複数年に亘り継続する場合
 - (c) 当社が掲げる企業理念又は経営方針に反する等、当社グループの円滑な事業運営に重大な支障となる行為があった場合
 - (d) 前各号のほか、上記同意の効力の消滅が客観的に必要と判断される相当の事由が生じたとき
- ・当社は、本公開買付けの成立後、法令、対象者の定款及び上記の定め反しない範囲で、対象者の取締役、監査役及び会計監査人の候補者指名及び選任をすることができ、当社が候補者を指名した場合、対象者は当該候補者の選任に必要な手続を執り行う。

対象者から当社への役員の派遣

- ・当社は、平成24年6月に開催予定の当社の定時株主総会、及び当社の取締役に選任された対象者が指名した者が平成25年以降に開催される当社の各定時株主総会の終結時までに当社の取締役を退任する場合における当該定時株主総会において、対象者の取締役会が当社と協議の上で指名する者を当社の取締役として選任する議案を上程する。これにより対象者の取締役会の指名する者が当社の取締役に選任された場合、当該取締役は、当社において非常勤取締役に務め、当社の取締役会及び経営会議に参加できるものとする。

対象者の従業員の取扱い

- ・当社及び対象者は、本公開買付け成立後も、対象者がその雇用する従業員について、当社及び対象者の合意がない限り、原則として、引き続き雇用を継続すること、及び給与等主要な雇用条件を本公開買付け成立前と同等又はそれ以上に維持することを確認する。

対象者の商号等

- ・当社は、本公開買付け成立後も、原則として、対象者の現在の商号を変更せず、対象者が提供するサービスにおいて

「スターキャット」の名称を用いる。

本資本業務提携契約は、本公開買付けが成立しなかった場合には、当然に終了する。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ市場(スタンダード)						
月別	平成23年8月	9月	10月	11月	12月	平成24年1月	2月
最高株価	48,500	50,000	47,750	46,200	47,800	47,950	48,100
最低株価	45,000	46,150	44,500	43,050	43,000	44,400	46,600

(注) 平成24年2月については、平成24年2月20日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月25日 東海財務局長に提出

事業年度 第27期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月24日 東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月7日 東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記第26期有価証券報告書の訂正報告書)を平成22年8月11日に東海財務局長に提出

訂正報告書(上記第26期有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年2月20日に東海財務局長に提出

訂正報告書(上記第27期有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年2月20日に東海財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社 本店
 (名古屋市中区錦一丁目16番7号)
 株式会社大阪証券取引所
 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5 【その他】

(1) 対象者は、平成24年2月20日に、「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の内容によれば、対象者は、平成24年2月20日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日現在の株主名簿に記録された対象者の株主に対する剰余金の配当(期末配当)を行わないこと、及び平成24年3月期より株主優待制度を廃止することを決議しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(2) 対象者は、平成24年2月20日に、「業績予想の修正及び特別損失の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

業績予想の修正

平成24年3月期 通期個別業績予想数値の修正(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	9,461	599	445	532	7,947.73
今回発表予想(B)	8,221	216	55	127	1,899.22
増減額(B-A)	1,240	383	390	405	-
増減率(%)	13.1	63.9	87.6	76.1	-
(ご参考)前期実績 (平成23年3月期)	8,460	201	316	488	7,286.72

特別損失の計上

対象者は、本取引にかかる費用166百万円を特別損失として計上する見込みであるとのことです。